

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

国民年金制度発足時から60歳になるまできちんと納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月と短期間であるとともに、その前後の期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間①の直前の昭和43年4月から同年9月までの期間は、当初、未納とされていたが、市の国民年金被保険者名簿に納付記録が見つかったことから、平成22年7月に納付済みに訂正されている上、申立人については、本来、保存されていなければならない国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在しないなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間②については、保険料を納付していたとする申立人の妻から聴取しても、保険料納付に係る記憶は具体的とはいえない上、その妻も当該期間（24か月）は未納となっている。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

国民年金制度発足時から自分で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月と短期間であるとともに、その前後の期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間①の直前の昭和43年4月から同年9月までの期間は、当初、未納とされていたが、市の国民年金被保険者名簿に納付記録が見つかったことから、平成22年7月に納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人から聴取しても、保険料納付に係る記憶は具体的とは言い難い上、その夫も当該期間(24か月)は未納となっている。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 1 月 26 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

平成 19 年から 21 年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は 21 年 10 月に届出漏れに気付き、社会保険事務所に賞与支払届の提出を行ったが、19 年 7 月 6 日支給分については、支給日から既に 2 年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 1 月 26 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 1 月 26 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成 19 年 7 月 6 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年7月21日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成22年1月26日付けあっせんは、19年7月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成19年7月6日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成22年1月26日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 1 月 26 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

平成 19 年から 21 年にかけて支給された賞与について、事業所が社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されないままになっていた。事業所は 21 年 10 月に届出漏れに気付き、社会保険事務所に賞与支払届の提出を行ったが、19 年 7 月 6 日支給分については、支給日から既に 2 年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映できないとの説明を受けた。当該賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、年金給付が受けられるよう記録訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 1 月 26 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 1 月 26 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成 19 年 7 月 6 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年7月21日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成22年1月26日付けあっせんは、19年7月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成19年7月6日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成22年1月26日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録のうち、平成15年10月から16年6月までについては22万円、同年7月については20万円、同年8月については22万円、同年9月については30万円、同年10月から17年8月までについては24万円、同年9月及び10月については22万円、18年12月から20年4月までについては24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年12月15日については38万円、16年12月20日については40万円、17年7月8日については35万円、18年12月15日については5万円、19年7月13日については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月21日から20年5月1日まで
② 平成15年12月15日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年7月13日

出産手当金を受給した際、受給した金額が低額だったので年金事務所で調べてもらったところ、標準報酬月額が低額であることが分かった。また、賞与についても正確に記録されていないようである。給与明細書を提出するので、申立期間①の標準報酬月額、及び申立期間②から⑥の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成15年10月から16年6月までについては22万円、同年7月については20万円、同年8月については22万円、同年9月については30万円、同年10月から17年8月までについては24万円、同年9月及び10月については22万円、18年12月から20年4月までについては24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、誤った報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額の記録のうち、平成12年7月から15年9月までの期間及び17年11月から18年11月までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

2 申立人は、申立期間②から⑥の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立てに係る標準賞与額の記録を、申立期間②については38万円、申立期間③については40万円、申立期間④については35万円、申立期間⑤については5万円、申立期間⑥については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人について昭和22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は420円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月から25年1月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年2月1日まで

私は、昭和22年4月1日からA社B事業所に勤め、25年1月まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名（名字のふりがなが一部相違）かつ同じ生年月日の者の記録が発見され、当該記録は、資格取得日が昭和22年4月1日であり、23年12月1日の標準報酬月額の改定の記録が確認でき、また、改定額は確認できないが24年5月1日に標準報酬月額を改定したことがうかがわれる記録が確認できるが、資格喪失日が記載されていない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人と生年月日が同じで、名字が一部相違（上記被保険者名簿の名字のふりがなと同じ）する者が、当該事業所において、昭和22年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が当該事業所において、昭和22年4月1日に厚生年金保険の被保険者

資格を取得していたことが確認できる。

加えて、申立人と一緒に勤務していたとする元同僚は、「申立人は昭和 22 年 4 月頃から 25 年 2 月頃まで勤務していた。」と証言している。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 25 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、その多くが同年 2 月 1 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認でき、当該事業所の事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 22 年 4 月及び同年 5 月は 420 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 11 月までは 3,300 円、同年 12 月から 24 年 4 月までは 3,600 円、同年 5 月から 25 年 1 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

栃木厚生年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びA事業所が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間について、8万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を51万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間②における標準賞与額に係る記録を53万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 23 日
② 平成 18 年 7 月 22 日

A事業所から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、申立期間①については保険料納付の年金記録が無く、申立期間②については、事業所が年金事務所に当該賞与に係る届出を行い、当該記録の訂正は行われたものの、時効により保険料を納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の賞与に関する台帳及び申立人の所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②に、当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記給料支払明細書等における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は51万9,000円、申立期間②は53万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を54万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間②における標準賞与額に係る記録を55万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 23 日
② 平成 18 年 7 月 22 日

A事業所から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、申立期間①については保険料納付の年金記録が無く、申立期間②については、事業所が年金事務所に当該賞与に係る届出を行い、当該記録の訂正は行われたものの、時効により保険料を納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の賞与台帳及び申立人の所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②に、当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ

る。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記給料支払明細書等における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は54万9,000円、申立期間②は55万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を49万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月23日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の賞与台帳及び申立人の所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間に、当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書等における厚生年金保険料控除額から、49万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月及び同年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月及び同年12月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、年金事務所から、申立期間の保険料は昭和55年1月に還付したとの回答文書を受け取った。しかし、当該保険料を還付された覚えは無く、領収書によれば、当該期間の保険料は同年1月19日に納付しており、納付と還付が同時期というのも不自然である。このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料領収証書から、申立期間の保険料を昭和55年1月19日に納付したことが確認できるものの、申立人は54年11月1日に厚生年金保険の被保険者となったため、申立期間の保険料を納付した時点では、国民年金の被保険者資格を喪失しており、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、当該期間の保険料（6,600円）は、55年4月21日付けで還付決定されていることが確認でき、還付金額や還付決定日などの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和55年1月19日に納付した保険料が、同年1月に還付されているのは不自然である。」としており、年金事務所が平成22年5月19日付けで申立人に送付した、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を見ると、申立期間の保険料は昭和55年1月に還付した旨の記載が確認できるが、前述のとおり、オンライン記録及び特殊台帳等の記録に不自然な点は見当たらないことから、当該回答文書の内容の誤りをもって申立期間の保険料が還付されていないと認めることは困難である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に市の出張所で納付していた。昭和 51 年 11 月ごろ、過去の国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付できる制度があると聞いたため、夫の過去の未納分をまとめて納付することにした。納付額が大変高額になったので、自分の未納分については、「60 歳から 3 年間払えば 40 年になります。」という担当職員の説明に従い、納付しなかった。

したがって、自分の未納期間は 3 年間しかないはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していたとしているが、加入手続に係る記憶は無いとしていることから、申立期間における加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月に払い出されているとともに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の夫の 42 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料は、同年 11 月以降に、過年度納付及び特例納付により遡って納付されていることが確認できることから、申立人及びその夫と一緒に保険料を納付するようになったのは、同年 4 月以降であると考えられる。

さらに、上述のとおり、申立人の夫は、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により遡って納付しているが、申立人は、このとき自らの保険料は納付しなかったとしている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はう

かがえず、このほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 23 日から 52 年 9 月 22 日まで
② 昭和 54 年 2 月 9 日から同年 2 月 21 日まで

申立期間①及び②については、いずれも船舶にてA業務担当として勤務していたことが船員手帳に記載されているにもかかわらず、船員保険の記録が無い。船員手帳は、国が発行する身分証明書であり、船員保険は、船員の総合保険である。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する船員手帳の記載内容及び申立人と同様にA業務担当としてB船で雇用されていたとする元上司二人の証言から、申立人が当該船舶で雇用されていたことは認められる。

しかしながら、船員保険法第2条において、「被保険者」とは、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者とされており、当該船員手帳に、当該船舶の所有者として記載されているC社については、管轄する年金事務所において船員保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、当該船員手帳に、「船舶所有者は昭和 52 年 5 月 13 日D社に変更した」と記載されており、それとは別に、E社、F社の社名も記載されていることから、G社（旧D社）及びH社の事業主に照会をしたところ、いずれにおいても申立人が在籍した記録は見当たらないと回答している上、管轄する年金事務所においても、D社及びF社（旧E社）について、船員保険の適用事業所としての記録は見当たらず、H社の船員保険被保険者名簿においても申立人の名前は見当たらない。

さらに、上述の元上司のうち一人は、「船員の間では、C社のB船に

乗ったら船員保険の加入は無いと言われていたので、国民健康保険と国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録から昭和 50 年 7 月 25 日から 55 年 9 月 1 日まで国民年金に加入し保険料を納付した記録が確認できる。

加えて、別の元上司は、「昭和 52 年 7 月に、I 国で同僚と交代で B 船に乗船した。申立人とは J 国まで同乗していた。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該期間における当該上司の船員保険の加入記録は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する船員手帳の記載内容及び船長として K 船で雇用されていたとする元上司の証言から、申立人が当該船舶で通信長として雇用されていたことは認められる。

しかしながら、当該船員手帳に、当該船舶の所有者として記載されている L 社が船員保険の適用事業所となったのは、管轄する年金事務所によると申立期間以降の昭和 54 年 3 月 21 日であることが確認できる。

また、当該上司は、「申立期間当時、K 船の船舶所有者である L 社は、船員保険に加入していなかったため、自分で船員保険に任意継続加入していた。」と証言しており、オンライン記録では、当該期間において、船員保険の任意継続被保険者期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1324 (事案 589 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 10 月 21 日まで
年金事務所の担当者から、A社を退職した際、脱退手当金を受給した記録になっていると聞いたが、請求した記憶も受け取った記憶も無いので、このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、当該事業所において申立人と同時期に資格喪失した女性被保険者40人のうち、申立人を含む32人が資格喪失日からおおむね3か月以内に支給決定されており、申立人と同一日に支給決定されている者も見られ、さらに、元事務担当者及び元同僚が、「会社で請求手続を行った。」と証言していることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして、関係者から聴取したとする内容をもとに再申立てを行っているが、この聴取内容を見ても、複数の同僚が、脱退手当金を銀行又は社会保険事務所(当時)で受給したと証言している一方、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる内容は見当たらない。

また、上述のとおり、当該事業所が、当時、退職者について脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえることから、申立人に対しても、その

案内がなされていたと考えるのが自然であるところ、申立人は、「会社から厚生年金及び脱退手当金について説明を受けた記憶は無い。」としており、当時の記憶は必ずしも鮮明ではない可能性も考えられる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立の内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理でなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたこととなっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしていた者の大部分が脱退手当金を受給しており、申立人と同日に支給決定されている者も見られるなど、むしろ脱退手当金が支給されたことをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、前述の、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」では、脱退手当金の支給の有無に係る申立てについて判断を行う際の、肯定的な関連資料及び周辺事情の例を示しているが、本件申立ては、ここで示された 15 項目のいずれにも該当しない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 23 日から 43 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A事業所に勤務していた時の厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給済みとなっているとのことだが、私は、当該事業所から脱退手当金に関する説明を聞いた記憶も無いし脱退手当金を受給した記憶も無いので正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所が自宅から遠かったことから、転職をするために退職し、当該事業所を退職後2か月ほどしてから、公共職業安定所の紹介でB事業所に正規の勤務形態で6か月ほど勤務し、出産を理由に退職したため、脱退手当金を受給する理由はない。」と主張しているが、当該期間において厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立期間に係る脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和44年5月16日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所の元事業主は、「申立人が勤務していた記憶はあるものの、社会保険に関する手続は、社会保険労務士に任せていたので、当時の女性従業員の退職時に係る対応については分からない。関係資料も保存していない。」としている。

さらに、申立人から聴取しても、上述の申立理由と受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1326(事案 214 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
勤務実態が確認できない等の理由から、前回認められなかったA社での厚生年金保険の期間について、その後、申立期間当時の当該事業所での社員旅行の写真が出てきたので、勤務していたことは間違い無い。
また、私より後から入った同僚の厚生年金保険の記録があるのに、自分の記録が無いのは納得がいかない。再度、申立期間について調査の上、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が加盟している厚生年金基金及び健康保険組合の名簿において申立人の氏名は確認できない上、当時の同僚に照会しても申立人の当該事業所における勤務実態を確認することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「申立期間当時の当該事業所の社員旅行での写真が出てきたので、勤務していたことは間違い無い。」としており、当該写真に申立人とともに写っている複数の同僚から、申立人が当該事業所において勤務していたとの証言が得られた。

しかしながら、当該同僚は、いずれも、「申立人の当該事業所における勤務期間、及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と証言しており、その他の複数の同僚は、「申立人が当該事業所に勤務していた記憶は無い。」と回答していることから、申立人が厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、自分が経営する会社で、平成 5 年ごろに少し利益が出たため、役員報酬を同年 12 月支給分から引き上げることにし、標準報酬月額の随時改定に係る届出を行ったはずであるが、この記録が無い。また、申立期間②について、6 年 12 月に随時改定の届出を行ったはずであるが、記録では 7 年 1 月になっている。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「自分が経営する A 社において、平成 5 年 12 月に、役員報酬を 3 か月遡って 30 万円から 40 万円に引き上げ、差額分を支給するとともに、6 年 3 月から標準報酬月額を 41 万円に引き上げる随時改定の届出を行った。」としているが、当該期間における報酬月額及び保険料控除額が確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料は残存していないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、平成 6 年 7 月 29 日に、その主張どおり同年 3 月から 41 万円とする随時改定が記録されたものの、約 2 か月後の同年 9 月 29 日に、当該随時改定が取り消されていることが確認できるところ、申立人は、「社会保険事務については労務管理事務所に任せていたため、届出の内容については承知していない。」としており、当該労務管理事務所では、「当時の担当者は既に退職しているため、詳しい経緯については不明である。」としている。しかしながら、当該労務管理事務所が保管する定時決定及び随時改定に係る届書の写し（提出前にコピーしたもの）を見ると、当該随時改定を取り消す内容の届書が含まれており、当該取消処理は、事業主からの届出に基づいて

行われたと考えられることから、当該取消処理の内容に不自然さはいかがいえない。

さらに、上記以外の届書の控えには、申立期間①について、申立人の主張内容とは異なる報酬月額が記載されたものが散見される。

このほか、申立期間①における報酬月額及び保険料控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、報酬月額及び保険料控除額が確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料は残存していないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成7年1月24日付けで、同年1月から50万円と記録されているところ、当該労務管理事務所が保管する随時改定に係る届書の写し（提出前にコピーしたもの）を見ると、オンライン記録どおり、申立人の標準報酬月額を、同年1月から50万円とする内容の随時改定に係る届書を、同年1月23日付けで提出したことがうかがえる。

このほか、申立期間②における報酬月額及び保険料控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1328 (事案 1032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

前回、申立てした際には、申立期間に勤務した会社を不明としたが、その会社名がA社であったことを思い出した。給与から厚生年金保険料を引かれていた記憶があるので、調査の上、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当該期間に勤務したとするB区のC業の事業所名及びその事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所を特定することができず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「申立期間にB区で勤務していたC業の事業所名は、A社だったことを思い出した。」としており、オンライン記録によると、当該事業所が昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 6 月 9 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

また、当該事業所の同僚及び事業主の娘は、「申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、当該事業主の妻及び複数の同僚は、「当該事業所は、厚生年金保険料の負担が大変だったので、昭和 34 年 6 月で厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をした。当時、国民年金制度が 36 年から発足すると聞いていたので、制度発足後は国民年金に加入し、再度、厚生年金保険に加入することは無かった。」と証言している。

また、オンライン記録から、当該期間当時、当該事業主、その妻及び同僚は、いずれも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から21年4月1日まで

A社を退職後、船員募集に応募しB市の海員養成所に入所し、入所後1か月ほどでC業務担当としてC港から貨物船に乗船した。乗船してから2～3日または1か月後にD軍が落とした機雷に当たり船は沈没し、私はE医大に入院し、退院後はFの実家で自宅待機をしていたところ、戦後、21年2月か3月頃、船舶運営会から届いた電報に従い再びC業務担当として、G港から貨物船に乗船した。G港から乗船した際の船員保険被保険者としての記録はあるが、戦時中の記録は無い。私は乗船した船名は覚えていないが、船舶運営会に所属していたと思われる貨物船に乗り、C業務担当をしていたので、申立期間に船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶運営会を所管していた運輸省海運局（現在は、国土交通省海事局海事人材政策課）から提出された全国普通海員養成所一覧により、申立人が入所したとするB普通海員養成所は船舶運営会が管理する養成所であったことが確認でき、同省では「船舶運営会に入会後に養成所に入所した場合、卒業後は船舶運営会所有の船舶に乗船することになると思う。」と回答していること、及び同僚の証言から、申立人が船舶運営会の所有する船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、その同僚は「申立人を覚えているが、記憶が曖昧であり、勤務期間については分からない。」と証言していること、及び申立人が入所したとする当該養成所の学籍簿等の資料は保存されていないため入所及び卒業時期が不明であることなどから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、同省に照会したところ、「同省には、海運会社と船舶リストが保管

されているのみで、個々の船員のリストは保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における船員保険の加入及び保険料控除について確認することができず、日本年金機構の管轄する事務センターにおいても、申立期間の船員保険の加入記録は見当たらない。

さらに、昭和20年4月1日以降、制度上、予備船員についても船員保険の適用となったが、申立人は、退院後の自宅待機中における船舶運営会からの給料支給について覚えていないとしており、当時の船員手帳を所持しておらず、申立期間に乗船していた船舶名及び同僚の氏名の記憶も無く、当時の状況をうかがえる証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等はなく、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 54 年 12 月 3 日から 56 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 56 年 3 月から平成 3 年 6 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間③についてはB社にそれぞれ勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録において、C社における厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、実際は30万円ぐらいの給料をもらっていたので、実態と大きく相違している。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社は昭和51年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、元同僚の証言により、当該期間に申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できるが、元同僚は、「昭和51年6月以前は、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」としている。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間③について、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間において当該事業所の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、元同僚は、「私も当該事業所に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致している上、当該記録は遡及して訂正された形跡は無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所は、「資料が残っていないため当時のことは不明。」としており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年11月1日まで
A事業所（現在は、B社）に、昭和23年6月から26年10月頃まで勤めていたが、同年4月1日以降の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿、A事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人のA事業所における資格喪失日は昭和26年4月1日と記録されている上、B社が提出した同社の社史によると、その前身であるA事業所は、同年3月に解散していることが確認できる。

また、A事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、住所が判明した申立期間当時の13人の元同僚に照会したところ、回答が得られた10人のうち3人が申立人を記憶しているとしているものの、申立人の勤務期間を特定できるまでの証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。